（削る）	
百六十～二百三十八　（略）	
（削る）	
二百三十九～三百三十一　（略）	
三百三十二　六ａ・七・八・十ａ―テトラヒドロ―六・六・九―トリメチル―六Ｈ―ジベンゾ［ｂ・ｄ］ピランの一位に水酸基又はアセトキシ基が一つ結合し、かつ、三位に直鎖状アルキル基（炭素数が三から八までのものに限る。）が結合する物であって、一位及び三位以外の位置に置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類。ただし、麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬を除く。	
三百三十三　六ａ・七・十・十ａ―テトラヒドロ―六・六・九―トリメチル―六Ｈ―ジベンゾ［ｂ・ｄ］ピランの一位に水酸基又はアセトキシ基が一つ結合し、かつ、三位に直鎖状アルキル基（炭素数が三から八までのものに限る。）が結合する物であって、一位及び三位以外の位置に置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類。ただし、麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬を除く。	
三百三十四　六ａ・七・八・九・十・十ａ―ヘキサヒドロ―六・六・九―トリメチル―六Ｈ―ジベンゾ［ｂ・ｄ］ピランの一位に水酸基又はアセトキシ基が一つ結合し、かつ、三位に直鎖状アルキル基（炭素数が三から八までのものに限る。）が結合する物であって、一位及び三位以外の位置に置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類	百六十　六ａ・七・十・十ａ―テトラヒドロ―六・六・九―トリメチル―三―ペンチル―六Ｈ―ジベンゾ［ｂ・ｄ］ピラン―一―イル＝アセテート及びその塩類 百六十一～二百三十九　（略） 二百四十　六ａ・七・八・九・十・十ａ―ヘキサヒドロ―六・六・九―トリメチル―三―ペンチル―六Ｈ―ジベンゾ［ｂ・ｄ］ピラン―一―イル＝アセテート及びその塩類 二百四十一～三百三十三　（略） 三百三十四　六ａ・七・八・十ａ―テトラヒドロ―六・六・九―トリメチル―六Ｈ―ジベンゾ［ｂ・ｄ］ピラン―一―オールの三位に直鎖状アルキル基（炭素数が三から八までのものに限る。）が結合するものであって、一位、三位、六位及び九位以外にさらに置換基が結合していない物及びこれらの塩類。ただし、麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬を除く。
三百三十五　（略）	三百三十五　六ａ・七・十・十ａ―テトラヒドロ―六・六・九―トリメチル―六Ｈ―ジベンゾ［ｂ・ｄ］ピラン―一―オールの三位に直鎖状アルキル基（炭素数が三から八までのものに限る。）が結合するものであって、一位、三位、六位及び九位以外にさらに置換基が結合していない物及びこれらの塩類。ただし、麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬を除く。
	三百三十六　六ａ・七・八・九・十・十ａ―ヘキサヒドロ―六・六・九―トリメチル―六Ｈ―ジベンゾ［ｂ・ｄ］ピラン―一―オールの三位に直鎖状アルキル基（炭素数が三から八までのものに限る。）が結合する物であって、一位、三位及び六位以外にさらに置換基が結合していないもの及びこれらの塩類
	三百三十七　（略）

附　則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。